## 令和4年7月請求分から 下水道使用料を引き下げます

問い合わせ 上下水道課 経営管理係 ☎(408)4024

す。 -

令和

4年4

月

使 内

1

以

体に新

規

で

は 使

6 用 日

月

請

求

分

か

5

を開始

でする人

適

(ます)

他

市

## 下水道使用料の現行と改定後の比較(消費税込)

	排出汚水量	改 定 後	現 行
基本使用料 (1カ月につき)	一律	825円	836円
	1-10m³	55円	55円
	11-20m³	143円	170.5円
	21-30m³	176円	203.5円
従量使用料	31-40m³	209円	236.5円
(排出汚水量1㎡あたり)	41-50m³	242円	258.5円
	51-100m <sup>3</sup>	275円	280.5円
	101-500㎡	308円	341円
	501㎡以上	341円	374円

※下水道使用料は合計額から1円未満を切り捨てた額となります。

合などによるなどによる で 2 番 たが は、 金比 金 図 る 経 修 P 金となります。 筑 用され を据え置きます。 るこ な が ベ 本 経 営 な 老朽化施 今後は人口 などによるデーや施設のな 7 ど大変 l 状況 お、 市 営 地 高 今回 上 とで 区 5 市 の 目に安 は 水 効率 状 下 近 普及率 となる I の 改 水道 現行 道 隣 の統 況 厳 設 料 でし 定で 市 化 更 減 0) Oし 中 料 を な 廃 見 改 少 金 0 17

円引き下げとなる見込みです。これは令和2年12月時点の県 用料となります。改正の適用時期は令和4年7月請求分からで 令和4年度~令和7年度の4年間で総額約3億6000万 水道 町 村 の 20 使用料を令和4年4月1日から平均改定率7・58 月定例議会で可決されました mあたりの下水道使用料と比べて5番目に安い

条例

## 下水道使用料比較(1カ月の使用料・消費税込)

排出汚水量	改 定 後	現 行	引き下げ額	
10m³	1,375円	1,386円	△11円	
20m³	2,805円	3,091円	△286円	
30m³	4,565円	5,126円	△561円	
40m³	6,655円	7,491円	△836円	
50m²	9,075円	10,076円	△1,001円	
100㎡	22,825円	24,101円	△1,276円	

## 上下水道料金の近隣市との比較(1カ月の料金・消費税込)

安い順	自 治 体	料 金
1	大野城市	6,583円
2	太宰府市(改定後)	6,776円
3	春日市	6,812円
4	筑紫野市	6,890円
5	那珂川市	7,062円
_	太宰府市(現行)	7,062円

※水量は上下水道ともに20㎡ご使用された場合です。(一般的な家庭の水量) ※水道料金は、家事用でメーター口径13mmをご使用の場合です。 ※他市の上下水道料金については令和3年10月時点です。

